

第2章 今後求められる青少年教育の在り方

1. ユニバーサル・アプローチを担う青少年教育

- 日本において、学校から職業への移行や青年期から成人期への移行の問題に対し本格的政策アプローチがはじまったのは、平成 15(2003)年の「若者自立・挑戦プラン」からである。このアプローチは、若年者の雇用問題(ニート・フリーター対策)を解決するという文脈で展開された。このプランは『フリーターが約 200 万人、若年失業者・無業者が約 100 万人と増加している』という社会的状況を受け、教育・雇用・産業政策の連携を強化するとともに、官民一体となって『総合的な人材対策を強化』する²⁵としていた。
- 「若者自立・挑戦プラン」は、プランの発出者として文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣が名を連ねるという省庁横断的な施策であり、日本の若者政策に大きな転機をもたらした。このプラン以降の若者支援政策は、いわゆるターゲット・アプローチ(社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年へのアプローチ)²⁶を中心に行われてきたという特徴がある。
- 平成 21(2009)年に施行された子ども・若者育成支援推進法の成立・施行をきっかけに、若者政策のターゲット・アプローチへの関心がより一層加速化されていくことになった。
- 図4に整理したように、子ども・若者育成支援推進法の施行以降、子供・若者に対するターゲット・アプローチは、福祉・精神保健・雇用労働・矯正教育等の教育行政以外の各々の分野で積極的に展開されている。
- その一方で、全ての在学青少年を対象に、体験学習の機会提供に努めようとしてきた青少年教育の位置付けは大きく低下していく。例えば、都政改革本部が平成 30(2018)年9月に発表した「見える化改革報告書(教育庁ー社会教育・生涯学習)」によれば、都内の青少年教育施設は、昭和 60(1985)年には 58 ヶ所あったものが、平成 29(2017)年には 33 ヶ所へ大幅に減少しているという状況にある。

²⁵ 児美川孝一郎「『若者自立・挑戦プラン』以降の若者支援策の動向と課題ーキャリア教育政策を中心にー」(独法)労働政策研究・研修機構『日本労働雑誌』平成 22(2010)年9月号(No.62) p.17

²⁶ ターゲット・アプローチの例としては、「不登校・ひきこもり支援」、「障害のある子供・若者の支援」、「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援」、「貧困への支援」、「困難を有する子供・若者の居場所」、「外国人等特に配慮が必要な子供・若者の支援」などがある。(参考:日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育』東洋館出版社 平成 29(2017)年 p.3)

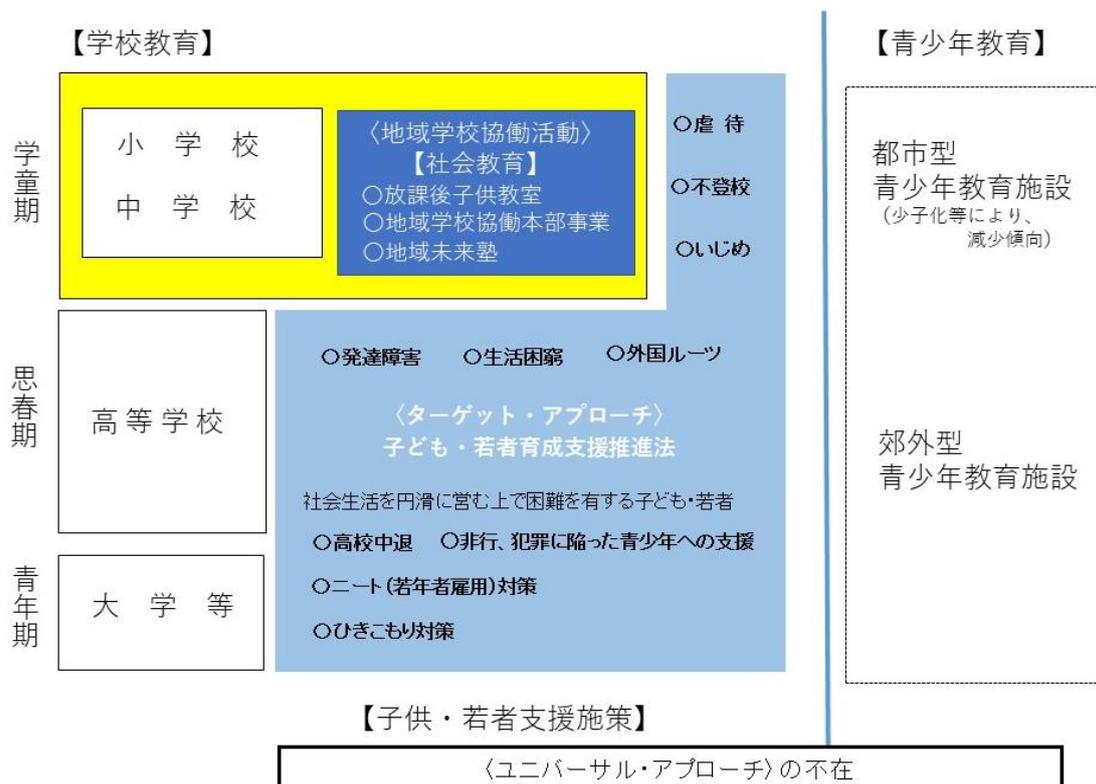


図4 子ども・若者育成支援推進法以降の青少年を取り巻く施策の状況

- 青少年をめぐる課題が多様化、複雑化、困難化している現代的状況の下では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年に対するターゲット・アプローチが不可欠であることは言うまでもない。ターゲット・アプローチには「個のニーズに応じた支援」の視点が重要であり、その支援の手法として、「ユースソーシャルワーク」²⁷⁾に関心が寄せられてきた。
- ユースソーシャルワークでは、社会的不利益あるいは個人的困難のため、課題に直面し、家庭、学校、職場等居場所がない青少年に対しては、その青少年自身のアイデンティティの拠り所となる場や人との関わりの機会を提供することや社会的関係性の構築などに力を注いでいる。

²⁷⁾ ドイツでは、平成2(1990)年に制定した『児童・青年援助法』の第13条の中で「青少年福祉援助(ユースソーシャルワーク)」という考え方が示されている。その内容としては、①社会的不利益の均衡化、あるいは個人的障害の克服、②学校・職業教育・労働世界への編入による社会的統合の支援、③若者の能力と発達段階を考慮した職業訓練・就業措置の延長、④職業的編入の際、社会教育的支援を伴った宿所提供などが盛り込まれている。(生田・大串・吉岡編『青少年育成・援助と教育 ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ』有信堂 平成23(2011)年を参照。)

また、ユースソーシャルワークの考え方を施策に反映させたものとしては、平成28(2016)年度に東京都教育委員会が都立学校における不登校・中途退学対策として施策化したユースソーシャルワーカー(事業名:都立学校「自立支援チーム」派遣事業)の仕組みがある。

○ ターゲット・アプローチに注目が集まる中で見過ごされてきたのが、ユニバーサル・アプローチの視点である。ユニバーサル・アプローチとは、全ての青少年を対象としたアプローチをさす。図4を見てもわかるように、学校教育以外の場所でのユニバーサル・アプローチの不在という状況が生じている。

○ 今求められているのは、全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチの視点であり、その役割を発揮することが青少年教育に期待されているのである²⁸。

2. なぜ、ユニバーサル・アプローチが求められるのか

○ 第1章で見たように、青少年教育は固有の役割を見いだせない状況にある。その理由を考えると「社会的ニーズがない」ということになる。しかし、本当に青少年教育に対する社会的ニーズはなくなってしまったのだろうか。それを検討する上で、日本財団が令和元(2019)年11月に発表した「18歳意識調査 第20回 社会や国に対する意識調査」の結果から考えてみたい(表3参照)。

表3 各国の18歳は「自分」のことをどのように捉えているか

	自分を大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	将来の夢を持っている	自分で国や社会を変えられと思う	自分の国に解決したい社会課題がある	社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している
日本 (n=1000)	29.1%	44.8%	60.1%	18.3%	46.4%	27.2%
インド (n=1000)	84.1%	92.0%	95.8%	83.4%	89.1%	83.8%
インドネシア (n=1000)	79.4%	88.0%	97.0%	68.2%	74.6%	79.1%
韓国 (n=1000)	49.1%	74.6%	82.2%	39.6%	71.6%	55.0%
ベトナム (n=1000)	65.3%	84.8%	92.4%	47.6%	75.5%	75.3%
中国 (n=1000)	89.9%	96.5%	96.0%	65.6%	73.4%	87.7%
イギリス (n=1000)	82.2%	89.8%	91.1%	50.7%	78.0%	74.5%
アメリカ (n=1000)	78.1%	88.6%	93.7%	65.7%	79.4%	68.4%
ドイツ (n=1000)	82.6%	83.4%	92.4%	45.9%	66.2%	73.1%

出典:日本財団「18歳意識調査 第20回 社会や国に対する意識調査」(令和元(2019)年)

²⁸ 例えば、診断は下されていないが、境界知能やいわゆるグレーゾーンの子供や、ターゲット・アプローチに抵抗を感じる子供を対象にするという点からも、ユニバーサル・アプローチが必要である。

- この調査²⁹は、インド・インドネシア・韓国・ベトナム・中国・イギリス・アメリカ・ドイツ・日本の9カ国の17歳から19歳の男女(以下「若者」という。)を対象に行われたものであるが、表3を見ると、日本の若者は「自分を大人だと思う」は約3割、「自分の国に解決したい社会課題がある」、「自分は責任がある社会の一員だと思う」はともに4割台、「自分で国や社会を変えられると思う」は2割に満たないという状況であることがわかる。自分自身に関する6つの設問全てで、9カ国最下位の回答であった。この調査結果を見ると、日本の若者は突出して社会参加意欲に乏しいという状況が明らかである。
- また、独立行政法人国立青少年教育振興機構が令和3(2021)年6月に発表した『高校生の社会参加に関する意識調査報告書ー日本・米国・中国・韓国の比較ー』³⁰では、日本の高校生の特徴を以下のように分析している。

1) 学校内の活動への参加意識や態度

- ①生徒会役員や部活・クラブ活動の部長などの経験者が多い(約4割で、4か国中最も高い)
- ②学校行事やクラブ活動への参加意欲が高い(約6割で、4か国中最も高い)
- ③学校の生徒による自治活動への参加意欲が低い(4か国中最下位、参加したくない理由は「興味がない」)
- ④学校に生徒の意見を聞いてほしいという要望が強い(9割を超える生徒が望んでいる)

2) 学校外の活動への参加や関心

- ①学校外の活動への参加経験が少ない(4か国中最も低い)
- ②趣味やアルバイトへの関心が高いが、政策への意見表明や地域の交流活動(社会的活動)への関心が低い
- ③**学校外の活動に参加している者ほど、その活動への関心度が高い**

3) 社会や政治への関心

- ①国内外の政治や社会問題への関心は、米・中より低い(関心があると回答した者の割合は6割強)
- ②新聞やニュースをよく見るが、「エンターテインメント」に関心が高く、「政治」「文化」への関心は低い
- ③インターネット上で知り合いとのコミュニケーションを「よくする」が、社会や政治に関する情報の収集や発信を「よくする」と回答した割合が低い

4) 家族とのコミュニケーション

- ①親(保護者)から社会問題について、「よく聞く」「時々聞く」と回答した割合が低い
- ②親(保護者)が子供の考えを「尊重している」と回答した割合が高い(約5割で4か国中最も高い)

5) 権利の尊重・保障についての意識

- ①家庭、学校、地域、社会、インターネット上で自分の参加の権利の保障について、いずれも高く評価している
- ②社会や政治について自分たちの意見を「表明しやすい」と思っている割合が4か国中最も低い

6) 社会参加についての意識

- ①社会問題を自分の生活に関わるものとして捉えているが、政治や社会への参加意欲は低い(例「政治や社会より自分のまわりのことが重要だ」「現状を変えようとするよりも、そのまま受け入れる方がよい」「政治や社会の問題を考えるのは面倒である」と考えている割合が4か国中最も高い)

²⁹ この調査について詳しくは、以下の URL を参照のこと。

https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/eighteen_survey#anchor20
(最終閲覧日 令和3(2021)年7月21日)

³⁰ この調査について詳しくは、以下の URL を参照のこと。

https://www.niye.go.jp/about/report_list/18245178760e3af44c9a1c20210706101756.html
(最終閲覧日 令和3(2021)年7月21日)

- この調査研究報告書における考察³¹では、日本の高校生の特徴を「社会の効力感を得られない若者」、「学校行事、部活、生徒会活動は積極的であるものの自治活動には消極的」、「私的事柄に偏る学校外での社会参加」³²という形で指摘している。それを踏まえ、日本の高校生の社会参加に関する意識の傾向を整理したのが、図5である。

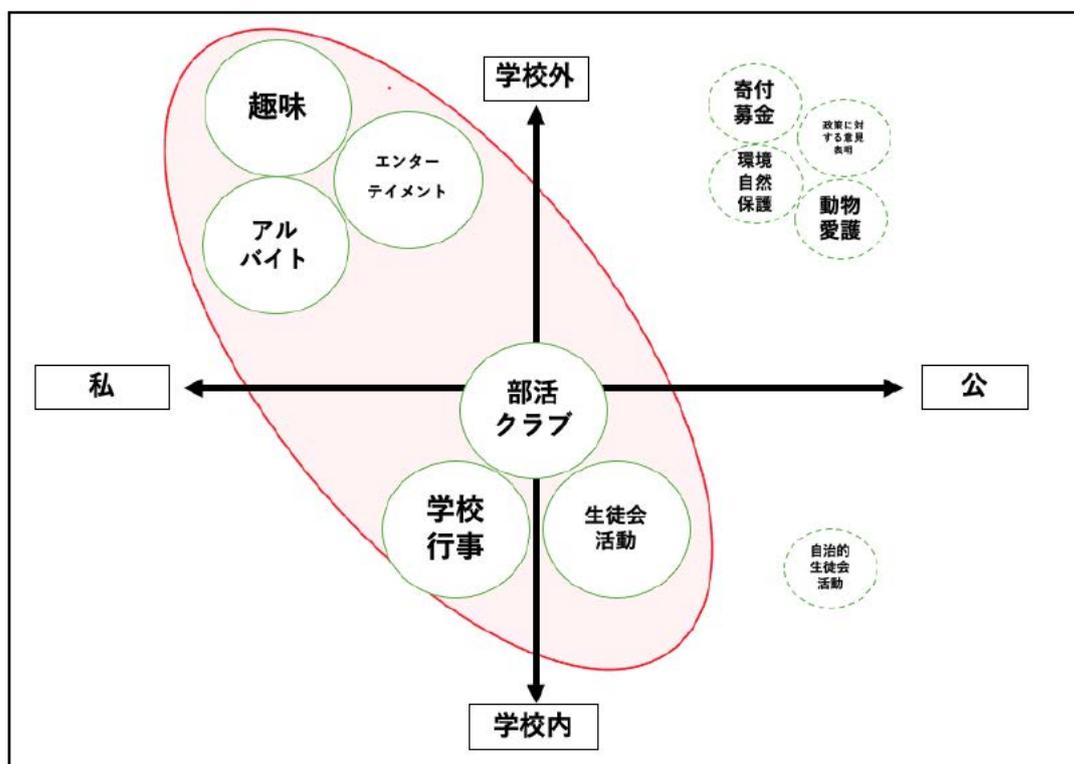


図5 日本の高校生の社会参加に関する意識の傾向

出典:国立青少年教育振興機構「高校生の社会参加に関する意識調査報告書－日本・米国・中国・韓国の比較」

令和3年(2021)6月 p.78

- 図5をみると、日本の高校生たちは、学校内や私的領域への関心は高いものの、公共的な領域への関心が低いことがわかる。
- いかにして若者世代が公共的な領域への関心を高め、社会参加への意欲を高めていけるのか、ここにユニバーサル・アプローチが必要とされる理由がある。

³¹ 両角達平「高まる社会参加の意識 発揮できない影響力ー日本の若者は『自分本位』なのかー」(独法)国立青少年教育振興機構『高校生の社会参加に関する意識調査報告書ー日本・米国・中国・韓国の比較ー』令和3(2021)年6月 pp.75-82 参照。)

³² 「寄付・募金」「環境・自然保護」「動物愛護」「社会福祉に関する活動」への日本の高校生の参加経験が4か国中最も乏しい。また「趣味に関する活動」や「アルバイト」への関心が高い一方、新聞やニュースはよく見るが「エンターテインメント」に関心が高く、「政治」「経済」「文化」への興味が低いという結果出ている。同前 pp.77-78 参照。

- ここでいう社会参加とは、青少年たちが成人となり、市民社会の下で参政権を適切に行使し、納税など市民としての義務を果たすとともに、地域コミュニティのよりよい生活環境づくりに向けた公共的な活動に積極的に参加・参画することを通じて、持続可能な社会づくりの担い手となることを指している。
- かつての日本社会では、成人式のように、若者たちが、それまでの子供の世界から大人の世界へと入っていくことを社会として認証していくという仕組みが機能していた。他にも地域社会の次世代の担い手になるために、若者組という青年集団に属することによって、地域共同体の中の位置が予定調和的に付与され、一人前の青年として認知されるというコンセンサスがあった³³。同時に若者組は青年自身にとっても、社会性形成と自己形成の準拠枠³⁴として作用していたのである。
- このことからわかるように、子供会や少年団、青年団といった地縁関係をベースに展開されてきたかつての地域の青少年教育の有志指導者たちにとって、青少年教育を行うことが即ち、地域共同体の担い手を育成することであると当然に考えていたことがわかる。
- しかし、都市化の進行により、地縁的つながりが希薄化したことに伴い、子供会や青年団といった地域的共通性を基盤とした青少年教育活動は衰退するとともに、社会の側が、青少年が大人になることへの明確な準拠枠を提示することができなくなるという状況を招いた。その結果、全ての青少年が自らの努力で自己形成の準拠枠を見つけるという作業が求められるようになってしまったのである。
- では、どのようにして現代の青少年たちは自己形成の準拠枠を見出しているのだろうか。そこで、重要となるのが、同世代の仲間たち(peer group)で行われる相互学習であり、集団学習である。

³³ 柴野昌山『現代の青少年 自立とネットワークの技法 改訂版』学文社 平成7(1995)年 p.73

³⁴ 準拠枠(frame of reference)とは、個人や集団の経験、知覚、解釈を組織化し、一貫したものにする基準を与える態度や価値のシステムで、社会的状況における認識や評価や判断の枠組みとなるもののことを指す。(日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』東洋館出版社 昭和61(1986)年 p.458)

- 青少年同士の間で展開される相互学習や集団学習が十全に機能するためには、青少年にとって「自由時間」(余暇の時間)が確保されている³⁵ことが不可欠である。
- 自由時間(余暇の時間)の中で、青少年自身の主体的参加によって自主的なプログラムをつくり、試行錯誤を繰り返しながら体験的に学習を進めていく作業を通じて、青少年たちは隠れた自己を発見し、自己の可能性を試し、能力の限界にチャレンジする作業に取り組み、自分たちの力でその克服に向けて努力する³⁶という自己教育を行っていくのである。これが現代におけるユニバーサル・アプローチとしての青少年教育に求められる役割なのである。

3. 青少年教育の手法としてのユースワークへの注目

- 全ての青少年が地域の中で生活し、学び、活動し、働くことを通じて、成人期への移行を支援するというユニバーサル・アプローチを行う上で重要となるのが「ユースワーク(youth work)」³⁷という青少年教育の手法である
- ユースワークの役割とは、「若者の居場所を作ること」、「若者の人生の橋渡しをすること」である。家庭・学校・職業生活以外の場面(社会教育の場面)において、青少年の思いや関心に基づいたチャレンジを伴う活動を通して、青少年の主体的行動を促すとともに、活動に取り組む中で、自分自身を知り、他者や社会と関わることを意味を知り、コミュニティの積極的な一員としての役割を發揮できるよう、自己決定する力を養うことを目指した支援・援助³⁸である。

³⁵ 社会学者の松原治郎は、青少年教育の特色の一つとして「余暇教育」の重要性を以下のように指摘している。「余暇は、人間の生活活動のなかで、とくに自由裁量にまかされている部分であり、拘束よりは解放やゆとりという特色をもつのはいうまでもないが、同時に余暇は、人間にとって主体的、積極的に行動することを促す場面であり、創造的活動を可能にさせる場面でもある。人間発達がもっとも急激に展開する過程にある青少年にとっては、余暇行動それ自体が、彼らのライフ・ステージにおいて中心的に遂行されるべき発達課題であるといえる。たんに青少年にゆとりをもたせるだけでなく、これを積極的に導く教育がいま望まれる。」(松原治郎『日本の青少年 青少年教育の提唱』東京書籍 昭和 53(1978)年 pp.10-11)

³⁶ 前掲 32 pp.92-93

³⁷ ユースワークは、青少年や若者に対する様々な支援活動を包括する概念である。通常、学校と家庭以外の支援をいうが、学校の教師などがユースワークの理念に基づき、学校の教育課程外の支援を行う場合も含まれる。

³⁸ 生田周二「子ども・若者支援専門職養成の構想試論ーユースワークを中心にー」『奈良教育大学次世代教員養成センター研究紀要』平成 28(2016)年 p.262 を参考に作成した。

- これまでの青少年教育の取組とユースワークとでは何が異なるのだろうか。従来の青少年教育の取組の多くは、青少年を、教育を受ける客体と位置づけて実施されていたが、あくまで青少年が自己教育の主体であり、ユースワークは、自己教育を支えるという営みである。青少年自身が、実際生活に即し、より実践的かつ有益なライフ・スキル(例:社会生活に必要な意思決定、問題解決・批判的思考、効果的なコミュニケーション能力等)を獲得することをユースワークが支えていくのである。
- 青少年が成人期への移行の危機を乗り越えるためには、ユースワークを通じた青少年と支援者の相互行為、さらに支援者が有するネットワークを媒介にして、青少年がより広範な他者との相互行為を活性化させる必要がある。言い換えれば、青少年が成人へと成長するためには、沢山の「意味ある他者」や「ロールモデル」となる人々と出会い、その出会いの中から当事者である青少年が自ら「ロールモデル」を選択するというプロセスが重要となる。

4. これからの青少年教育に求められる役割

- これからの青少年教育の役割は、青少年が抱える諸課題を自らの力で克服し、青年期から成人期への円滑な移行を遂げ、社会的・職業的に自立を目指すことである。そこでは、学校教育との連携及び適切な役割分担を図りつつ³⁹、全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチを基底に据えた上で、社会的に困難を有する青少年を対象としたターゲット・アプローチを実施することが求められている。これを整理すると、図6のようになる。
- 図6では、ターゲット・アプローチを担うユースソーシャルワークを、ユニバーサル・アプローチを担うユースワークの一部として整理した。その理由は、ターゲット・アプローチが必要な青少年たちにとって、社会参加の力をつけていくことは現代の青少年が抱える共通の課題であるだけでなく、ターゲット・アプローチが求められる青少年の支援に関わる視点は、全ての青少年の支援にとっても不可欠な視点であるからである。青少年教育の立場から見れば、ユニバーサル・アプローチとターゲット・アプローチを別個の問題として捉えるのではなく、同じ枠組みの中で捉えていくことが重要である。

³⁹ 学校教育は、フォーマル教育として意図的・組織的な教育活動を展開する場であり、「教師－生徒」関係を軸に精緻に制度化されたものである。また、独特の「学校文化」(教員文化、制度文化(教育課程、教育方法、校則、儀式等)、生徒文化といった下位文化で構成される)を有している。そのため、全ての児童・生徒の個々のニーズに的確に応え、「個に応じた支援」を行うという点において、十分な対応を行うことが困難な場合もある。

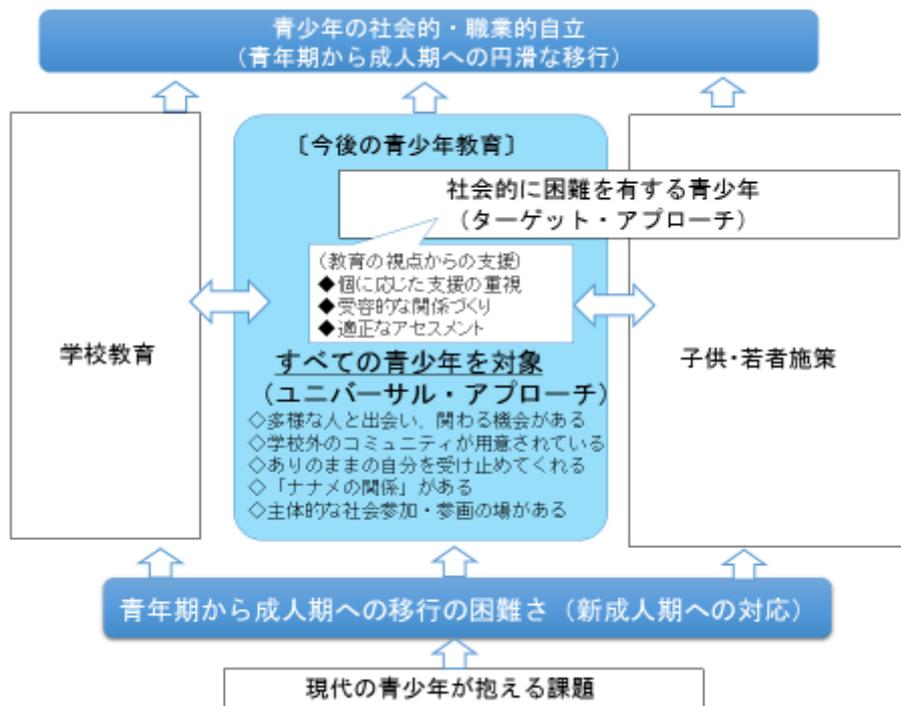


図6 今後求められる青少年教育の役割

- 青少年教育には、家庭・学校以外のコミュニティを用意し、ありのままの自分を受けとめてくれる場(居場所)をつくることや、親や教師等の大人から与えられた役割をこなすことではなく、青少年たちが社会を構成する人々との間でつながりや関係性を豊かに構築できる時間、空間を確保し、その中で、自分で役割を見つけ、自分の意思で行動できる力を身に付けることが期待される。言い換えれば、青少年教育には青少年たちの「自己形成空間」⁴⁰を提供することが求められている。
- 青少年教育の機会、教育の枠にとどまることなく、地域コミュニティの中で、遊び場・居場所づくり、文化・スポーツ活動、環境学習、国際交流・多文化共生、地域づくり・まちづくり、障害のある人たちとの交流、キャリア・職業教育といった多様な分野で展開されることが望まれる。
- 青少年施設や遊び場等といった実体的な場の確保が必要なことはもちろんであるが、インターネット上のバーチャルな領域も人々が交流するコミュニティの一つとして捉え、積極的にアプローチを行うことが大切である⁴¹。

⁴⁰ 教育哲学者の高橋勝は、子供の「自己形成空間」を、子供が様々な他者・自然・事物とくかわりあうなかで徐々に形成されてくる意味空間であり、相互に交流し合う舞台であるとしている。(『子どもの自己形成空間－教育哲学的アプローチ』川島書店 平成4(1992)年)

⁴¹ もちろん、インターネットやSNSが青少年の育ちにもたらす「負の影響」を踏まえておくことも忘れてはならない。

- それらの取組で重視すべきは、青少年が自らの技や知恵を使って実践し、直接体験する「体験学習」を基本に据えることである。体験を通じた学び⁴²(主体性や問題解決能力を高め、協調性や感受性を伸ばす、あるいは集団づくりを行うこと)を通じて、青少年が社会参画への意識や市民性の基礎を身に付けることができるようになっていくのである。

⁴² 近年学校教育においても体験学習の重要性が指摘されているところであるが、学校教育において体験学習を導入する上での課題は、授業時間の枠内での実施を余儀なくされることである。しかし、学校教育における体験学習の機会を、全ての青少年が体験学習に触れるというきっかけをつくることには有効である。青少年教育の役割は、青少年の興味関心に基づき、発展的学習の機会を提供することにある。

第3章 青少年教育の推進者とその役割

- 第2章において、これまでの若者支援政策は、社会生活を送る上で困難を有する青少年を主たる対象としたターゲット・アプローチを中心に展開されてきた状況を指摘したうえで、それを基底的に支える全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチが重要であることを指摘した。
- 本章においては、今後の青少年教育の推進者として、どのような人材と役割が求められているのかについて検討していきたい。

1. ユニバーサル・アプローチの担い手としてのユースワーカー

- ユニバーサル・アプローチを効果的に展開していくためには、支援手法としてのユースワークが重要であることは先に述べたが、その担い手をイギリスや北欧をはじめとしたヨーロッパ諸国では、ユースワーカーと呼んできた。
- ユースワーカーは、ユースワークを企画運営するスタッフの総称であり、イギリスにおいては、専門職として認知されている存在である。
- ユースワークには様々なアプローチがあり、①ユースセンターのような施設を拠点として展開される施設基盤型ユースワーク(Centre-based youth work)や②宗教団体を基盤とする信仰基盤型ユースワーク(Faith-based youth work)、③地域社会全体を拠点とする地域基盤型ユースワーク(Community youth work)、そして④学校に入り込んで活動をする学校基盤型ユースワーク(School youth work)などがある。他にも、⑤地域の若者がいる場所に向いて活動するストリートワークや⑥デタッチド・ユースワーク(Detached youth work)⁴³、⑦アウトリーチ・ユースワーク(Out reach youth work)、⑧移動型ユースワーク(mobile youth work)さらに近年では、ゲームやパソコンなどの⑨電子デバイスを使ったり、オンラインを舞台にするデジタルユースワーク(digital youth work)という分野もある⁴⁴。

⁴³ 既存の施設に来ない若者に直接働きかけるために街頭に繰り出して展開するユースワークのこと。

⁴⁴ 両角達平「ユースワークと何ですか」

<https://tatsumarutimes.com/archives/24982> (最終閲覧日:令和3(2021)年9月13日)

両角氏の指摘によれば、ユースワークの起源は、19世紀の産業革命を得たイギリスにあるといわれており、近代社会の発達の中程で、変容する若者のニーズに応える形で、YMCA・YWCA、ボーズ・ブリゲード、ボーイスカウト、ガールガイド、セツルメント運動などの「青少年運動(youth movement)」を中心にヨーロッパ各地に広がっていった。現在、EU(ヨーロッパ連合、平成5(1993)年設置)を中心に展開されている「若者政策(youth policy)」の下で、ユースワークは重要な位置づけを占めているが、その契機となったのは、ヨーロッパにおいて1980年代から若者の失業率が高まり、子供が大人に成長する時期である「移行期」において、様々な課題が生じたためであるといわれている。

- ユースワークが「学校や家族及び同輩集団から独立して青少年に関わる問題に取り組み、様々な助言を行うことで独自に青少年と向き合い、学校の確立された体系を補完することを目的」⁴⁵とすることを踏まえ、ユースワーカーの役割は、「ワーカー自身と青少年、あるいは新たに出会う青少年同士の対話を通じて、青少年自身の考え方を引き出す機会を持ち、必ずしも既存の規範や価値観に合うものでないにせよ、青少年たちが自分自身の知識や理解を生み出すこと」⁴⁶とされる。
- ユースワーカーの勤務形態としては、常勤、非常勤、ボランティア、フリーランスなど様々であるが、イギリスでは、ユースワークに関わる職員を「プロフェッショナルユースワーカー」⁴⁷と「ユースサポートワーカー」⁴⁸に区分している。
- イギリスにおけるユースワーカーの活動場所は、ユースサービスを展開するために各地区に設置されたユースセンターや街頭、あるいは就労センターや学校等、10のカテゴリーに分類される(表4参照)。
- ヨーロッパの取組と比べ、日本におけるユースワーカーに関する認知度はすこぶる低いのが現状である。しかし、ユースワーカーを公的に位置づけ、配置している事例もある。その代表的なものが、公益財団法人 京都市ユースサービス協会である。同協会では、ユースサービス⁴⁹の理念に基づいて、市内7ヶ所にある青少年活動センターに関わるスタッフをユースワーカーと呼んでいる⁵⁰。また、都内の青少年教育施設においても、そのスタッフをユースワーカーと位置づけている事例⁵¹もある。

⁴⁵ Furlong, Andy, 2013, *Youth Studies: An Introduction*, Routledge

⁴⁶ Coburn, Annette, 2010, "Youth Work as a Border Pedagogy", Janet Batsleer, Davis Bernard eds., *What is Youth Work?*. Learning Matters Ltd., pp.33-46

⁴⁷ プロフェッショナル・ユースワーカーになるためには、高等教育機関の特定のコースを修了し、学位を取得する必要がある。約30の大学・高等教育機関で養成コースが開設され、概ね2年間の履修により、基礎的なユースワーカー資格を得ることができるとともに、大学院レベルのコースでさらに上位の資格を取得することもできるようになっている。(参考:『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店 平成24(2012)年 p.593)

⁴⁸ ユースサポートワーカーは主に実際の職業経験(雇用・ボランティアの両方を含む)に基づき得られる職業資格である。雇用されているか、ボランティアとしてユースワークを行ってきた者で、補助的あるいはサポートの役割にある者を対象とする。

⁴⁹ イギリスにおいて、余暇活動を通して青少年のパーソナリティ形成をめざす広義の教育的援助事業をさす。(前掲32 p.173)

⁵⁰ 公益財団法人 京都市ユースサービス協会については、以下のURLを参照のこと。
<http://ys-kyoto.org/> (最終閲覧日 令和3(2021)年5月2日)

⁵¹ 例えば、世田谷区が設置する青少年交流センターのスタッフがユースワーカーと呼ばれている。

表4 イギリスにおけるユースワーカーの活動場所の分類

	活動場所	補足（資料に記載があったもの）
1	ユースクラブ、ユースセンター	地方当局やボランティア組織が運営する施設である。
2	図書館、協会、モスク、病院 診療所等	
3	出張訪問、街頭	公園やバス待合所、ショッピングセンター、あるいは街頭において若者に会い、目的有る関係を形成する。
4	バス等（移動可能な車両）	バスその他乗り物により特定の地域を訪問し、若者が互いに会い、プログラムに参加したり、情報・アドバイスを得る機会を提供する。
5	学校・FE (<i>Further Education</i>) カレッジ	学校時間外のフォーマルでない活動の提供や、PSHE 教育（人格的・社会的発達支援の教育）およびシティズンシップ教育を通じたフォーマル教育への貢献
6	スポーツ・芸術に関する組織	
7	ユース・カウンシル (若者協議会)	
8	情報・助言・カウンセリングのプロジェクト	
9	特定問題に関するプロジェクト	特定の若者集団を対象を絞った活動。例えば社会的養護から離れた若者や若い女性、LGBT の若者など
10	コミュニティ横断的活動および 国際的活動	

出典：井上慧真「イギリスにおけるユースワーカー養成に関する一考察」京都大学『教育・社会・文化：研究紀要』平成 28（2016）年 p.2

- 日本においても 2000 年代以降、ユースワークやユースワーカーの役割に関心が集まってきた⁵²。その背景には、不登校という問題を、子供が「登校した」とか、働けなかった若者が「就職した」という事象のみを捉えて、問題が解決したと考えるという支援のあり方そのものへの疑念が提起された⁵³ことが挙げられる。
- ユースワーカーに期待される役割は、教育、福祉、雇用・就労といった既存の行政領域の枠組みを乗り越え、青少年の個々のニーズに応えることに止まらず、将来その青少年たちが生活していく地域や社会の中で、人々と支え合い、関係を築きながら、生きていく力を青少年自身が獲得することを支援するためのユニバーサルな支援を行うことである。

⁵² 水野篤夫「若者を基盤としたユースワークの展開とそこにおけるスタッフの専門性」日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育』東洋館出版社 平成 29(2017)年 p.101

⁵³ 単なる課題対応、解決として捉えるのではなく、その当事者である青少年自身の発達や人格形成を考慮した支援という捉え方が求められる。

2. 青少年教育の推進者

(1) 青少年教育・青少年援助を担う NPO 関係者等をユースワーカーに

- 次に、これからの青少年教育を推進する者をいかにして確保していくかについて検討する。
- 戦後日本の青少年教育の歴史を振り返れば、社会教育行政、特に都市部の社会教育では旧青年学級振興法⁵⁴における青年学級主事や民間の青少年団体(地域子供会、少年団、青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等)の指導者が、主たる青少年教育の推進者であった⁵⁵。
- 現在でも、民間の青少年団体は活動を展開しているものの、特に地縁的關係に基づいた活動は停滞しているのが現状である。
- それに代わって、青少年教育の推進者として、重要な役割を果たしているのが NPO をはじめとしたアソシエーション型の団体である。
- これらの団体は、都内の青少年教育施設や中高生向けの児童館の指定管理者として、施設の運営を担当し、青少年のニーズに即した柔軟な事業⁵⁶を展開している。
- 今期の審議会では、青少年の育成に関わる NPO の関係者を招き⁵⁷、団体としてのミッションに基づき、それぞれの団体がどのような活動を展開し、いかなる課題を抱えているかについて、報告を行っていただき、多くの知見を得ることができた。

⁵⁴ 勤労青年の教育機会として、実際生活に必要な職業または家事に関する知識及び技能を習得させるとともに、一般教養を向上させることを目的として、昭和 28(1953)年に施行された法律。平成 11(1999)年に廃止された法律。

⁵⁵ この他にも東京都独自の制度として青少年委員がある。これは昭和 28(1953)年に学校区単位で「青少年の余暇善導及び青少年団体の育成に直接携わる者」を任命する制度であった。その後 1965(昭和 40)年の都区事務移管に伴い、区市町村が設置する職となった。しかし、青少年委員制度を維持する区市町村も年々減少の一途をたどっている。

⁵⁶ 本審議会では、第3回全体会(令和元(2019)年 11 月 25 日)に文京区青少年プラザ「b-lab(ビーラボ)」(指定管理者:認定特定非営利活動法人カタリバ)と調布市青少年ステーション CAPS(指定管理者:NPO 法人ちょうふこどもネット)の担当者を招いて、青少年教育施設の運営や事業についての報告を得た。

⁵⁷ 報告者として招いたのは、認定特定非営利活動法人 夢職人 理事長の岩切準氏(令和2(2020)年 11 月 30 日、第8回全体会)、一般社団法人 ウィルドア 共同代表理事 竹田和広氏(令和2(2020)年 12 月 17 日、第9回全体会)、認定特定非営利活動法人 育て上げネット 理事長 工藤啓氏(令和3(2021)年2月 12 日、第 10 回全体会) の3名である。※いずれもオンライン会議で開催。

○ これらの報告からは、今後の青少年教育のあり方を展望していく上で、ノンフォーマル教育として青少年教育の視点が不可欠であり、学ぶ主体としての青少年や彼ら彼女らを取り巻く生活環境に応じて多様かつ柔軟なアプローチが要求されていることがわかった。

○ ユニバーサル・アプローチを多様かつ充実したものとして展開していくためには、青少年教育や青少年援助、若者支援をミッションに掲げるNPO 関係者等を今後の青少年教育を推進する第一線の担い手であるユースワーカーとして位置づけることが重要である。

(2) ユースワークの一翼を担うユースソーシャルワーカーの役割

○ ユースソーシャルワーカーは、青少年教育・青少年援助の取組の中で、社会的不利益あるいは個人的困難を有する青少年を対象とし、個に応じた支援(ターゲット・アプローチ)を行う者の総称として捉えることができる。

○ そういった意味では、東京都が設置している都立学校の不登校・中途退学対策を担う東京都教育委員会会計年度任用職員(ユースソーシャルワーカー)⁵⁸だけでなく、ターゲット・アプローチを行うNPOの職員等もユースソーシャルワーカーとして見なすことができる。

○ ここで留意したいのは、ユースソーシャルワーカーが支援の対象とする青少年は、社会的、心理的、身体的な困難を抱えているために、その問題の克服(例えば、就労支援や福祉サービスの受給等)自体にユースソーシャルワーカーの意識が焦点化されてしまうことにより、支援対象の青少年を支援する「客体」に止めてしまうという傾向がある場合も少なくない。

○ ユースソーシャルワークは、ユースワークの一翼を担う取組であることを認識し、青少年自身が主体として社会の中で育ち、自立することを支援するとともに、多様な人々とつながり、結びついていくことへの支援者であることを忘れてはならない。

⁵⁸ 東京都教育委員会が会計年度任用職員として採用しているユースソーシャルワーカーには就労系と福祉系の職員がおり、採用条件として、就労系にはキャリアコンサルティング技能士の資格等を、福祉系には社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を求めている。

(3)ユースワーカーの助言者としての社会教育主事

- 次に、青少年教育を推進する行政職員の役割を考えていく。そこで第一に想起されるのは、教育行政の専門的職員である社会教育主事の役割に注目することである。社会教育主事は、社会教育法第9条の2に規定される都道府県及び市町村教育委員会の事務局に置かれる社会教育の専門職員であり、教育公務員特例法第2条第5項に指導主事とともに併記される専門的教育職員である。また、社会教育主事の職務は、「社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える」ことである⁵⁹。
- 指導主事の役割が「上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の事務に従事する。」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第3項)と明確であるのに対して、社会教育主事の場合は、「社会教育を行う者」が誰を指すのかが、不明瞭であるということがよく指摘される。
- かつては、社会教育施設職員(青少年教育施設職員を含む)や社会教育関係団体⁶⁰(青少年教育団体を含む)のこと指していたが、現在ではその中に社会教育の推進を活動に掲げた特定非営利活動法人(NPO)⁶¹の関係者も「社会教育を行う者」の範疇として捉えることができる。
- これを今後の青少年教育振興の文脈に即して考えれば、社会教育主事の現代における役割は青少年教育や青少年への援助・支援に取り組むNPO関係者に対し、「専門的・技術的な助言と指導」を行うことであると解釈⁶²できる。
- 青少年教育を担当する社会教育主事には、行政職員という立場からユースワーカーへの助言者としての役割発揮が期待される。
具体的に期待される役割としては、青少年教育に関する調査研究機能の発揮、青少年教育NPOの交流機会の提供、NPO等が企画した青少年教育事業の実施に関する助言、学校教育と連携する際の支援等が挙げられる。

⁵⁹ 社会教育法第9条の3は、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。」と規定している。

⁶⁰ 社会教育法第10条に規定される法律上の概念で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」とされる。その代表的なものが青年団や女性団体、PTAなどである。

⁶¹ 特定非営利活動促進法第2条別表には、「2. 社会教育の推進を図る活動」や「13. 子どもの健全育成を図る活動」が挙げられている。

⁶² かつて青年学級を運営する青年学級主事に対し、社会教育主事が助言を行うという図式と同じ構図で捉えることができる。